

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年 2月 16日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
長津田第二小学校 個別級7組エアコン修繕
- 2 履行場所
横浜市緑区長津田町2469-3
横浜市立長津田第二小学校
- 3 契約日
令和8年2月4日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年3月31日
- 5 契約金額
222,200円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市旭区都岡町39番地の4
妙光電機株式会社 代表取締役 田中 一
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
個別支援級へ供給している空調機において、不具合により空調が停止する状態となった。早急に対応しなければ、児童、教職員の健康に支障を生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立長津田第二小学校